

# 「第3次もりぐち改革ビジョン」(案) に対するパブリックコメント 結果

## 1 募集期間

令和3年1月25日(月) から令和3年2月23日(火) まで

## 2 募集方法

広報もりぐち令和3年1月1日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「第3次もりぐち改革ビジョン」(案)、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに市ホームページからもダウンロード可能とし、持参、郵送、Eメール、FAX により意見提出を受け付けました。

## 3 募集結果

(1) 提出件数 83件

(2) 意見の内容等

意見の内容及び本市の考え方は、以下のとおりです。

# ○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
1	3	基本理念	<p>「II 基本理念」の下段「第3次ビジョンの基本的考え方」の項目のなかに、「自治主体としての市民形成と市民自治の推進」という項目を箇条書き項目の先頭に追加してください。自治体の第一の目的は、市民共同による自治と市民福祉を実現しつづけることです。「市民福祉」とは自治体としての市の主権者である人間（市民）が人権として享受する「一市民としての『よい』暮らし」のことである。</p> <p>この市民自治とそれを実行する市民の自治力やその発揮がしやすい条件整備がなければ、たとえ文書で表現された「よい」制度があったとしても、それは形だけのものになってしまう。たとえば、私が今この意見書を書いているが、年金生活者になり、時間的ゆとりがあるので、それがやりやすい。現役で働いているときは、なかなかこのような自治実践に参画できなかった。この他、市議会の傍聴も現役のときは実践する時間をなかなかとれずにいた。こうした状況を改革する必要がある。その基本となる考え方が、「自治主体としての市民形成と市民自治の推進」だ。これなくしては、「専門家」「余裕のある人」など一部の人の思いや都合が、主権者である一般市民の「夢と希望」に比してより濃く反映されがちになると考える。事実としての市民の主体的自治参画の具現化を明記・保障・促進する内容を含む改革案に作成すべきであるとする。</p>	<p>まちづくりへの取組にあたり、市民の方々の積極的な行政への参画を推進することは、非常に重要と考えています。令和3年度からの新たなまちづくりを進める上での市民協働や地域福祉等の施策の考え方については、本ビジョン（案）の取組の前提となる第6次守口市総合基本計画（第6次総計）に記載しています。</p>
2	-	-	<p>公職選挙実施にあわせて小中学生がすべての立候補者の政見と実績についての情報を、生徒自身の情報アクセス権と候補者の平等意見表明権の両方を保障するかたちで享受でき、それにもとづく自治体自治についての選択・立案実践を実地体験できる施策を実行する。</p> <p>たとえば、上に示したような情報環境のなかで、小中学生が疑似投票体験ができる仕組みをつくり、その結果の公表により自らの意見表明権を行使することの意義について体験学習できるようにする。そのことによって、直接小中学生が当該の選挙結果を左右することはできないが、そこで示される若い人びとの考え、思いをいずれの当選者も無視することはできない。彼女、彼らもいずれ投票権をもつし、その結果は、他の年代の市民にもう一つの知見をあたえ、若い人びとへの理解を促進する。市民の共通の幅広い相互理解は、共同し、科学的・合理的に主体として市民が自治し、共助する上での基礎的条件である。この相互理解の推進という意味でも、小中学生の上述のような実践が有効である。</p> <p>以上の認識にもとづき、投票率向上の数値目標をかかげ、選挙告示からはじまる選挙期間のみならず、日ごろからあらゆる機会をいかして投票意欲をたかめるための施策を展開することを合わせて提案する。その企画・実施の過程にも、さまざまな立場の市民が参加・参画できる仕組みをつくる必要がある。</p>	<p>市民の方々が日頃から選挙への関心をより深めていただくことができるよう、小中学校における選挙啓発ポスターのコンクールや市内高等学校への出前講座、18歳になり新しく有権者となった方への葉書の送付を始めとして、市民の方々に参画していただく「明るい選挙推進協議会」とも協力連携し、選挙に対する地域での普及啓発にも取り組んでいるところです。</p> <p>なお、投票率については、選挙の争点等により影響を受けるものでもあることから、数値目標として定めることは適当ではないと考えています。</p>
3	-	-	<p>「子ども市議会」への参画を子どもの権利として保障すること。現在の「子ども議会」の開催は年に1回で、限られた数の子どものみが議員体験ができるという限定的なものだと理解している。これを改革し、すべての児童・生徒が在学中に1回以上、「子ども議会」の議員体験ができるようにすることを提案する。その目的は1)での提案とかさなる。それは自治体自治についての選択・立案実践を実地体験できる事業と位置づけられる。</p>	<p>子ども議会だけでなく学校教育活動全体を通じて主権者教育に取り組んでいきます。</p>
4	-	-	<p>市議会の夜間開催や休日開催が必要である。そうすることで、より多くの、そしてより多様な市民、たとえば生徒・学生も、勤労者も、が自治体立法の最前線実践である議事が進行中の生の議場で傍聴者として自治実践に参画し、自治力をつける機会をつくることができる。その理由は、根本で、1)および2)と同じで、短く言うと、自治の実践機会と市民自治力の形成に有効ということである。市民自治の立法機関である市議会の実時間の実践を知ることは、市民主体として適切に考え、自治を実践するのに必要な行動だ。関連事実についての情報とそれを理解する知力をめきには自治主体的に行動できない。議事など市議会活動については、広報などによって間接的・事後的に知ることはできる。しかし、直接的に議場で全身を通して、それを知り、学び、考えるということのもつ市民自治力形成機能に見合うものを、そうした非直接的な仕方でも十分に補完することはできない。</p>	<p>市議会における議事運営のあり方については、市議会で検討がなされるものと考えています。</p>
5	8	事務事業の改革方針	<p>(2)公民連携手法の導入を図るもの</p> <p>「これまでのPPP導入事例(業務委託、民営化、指定管理者制度など)を事業ごとに個別に検証したうえで、メリットが明白なものについては公民連携をすすめることとする。」としていただきたい。</p> <p>民間事業者の提案内容は多くの場合、市民サービスに密接にかかわるものであるのに、法人のノウハウを理由に、市民には非公開とされている。多額の公金が支出されているにもかかわらず、その使途が議会の決算審査で説明されることもない。そもそも、PPP導入のために直営ならば不要な事業者選定などの手続きに多くのコストがかかっている。民間事業者のノウハウが直営より優れているかどうか不明である。そして、市民からみて、業務の責任主体が市なのか業者なのかよくわからず、全体として無責任な行政になっているように見える。PPPは、基本的に簡素で透明性を確保すべき行政運営から逆行する手法であると私は考える。児童クラブ事業の業務委託をめぐる訴訟や国民健康保険事業の業務委託における被保険証の誤発行といった事例をみるにつけ、PPPは安易にすすめるべきではないと考える。</p>	<p>これまでの「もりぐち改革ビジョン」（案）及び「（改訂版）もりぐち改革ビジョン」（案）においても、「民でできることは民で」を基本方針として行財政改革に取り組み、それにより生み出された果実を更なる市民サービスに還元することができました。この方針は、今後も守口市が新たなまちづくりを推進していく上で不可欠と考えています。</p> <p>今後の公共施設整備等に向けたPPP/RFI手法の導入にあたっては、手法の導入可能性調査や将来に亘る市の財政負担等も検証しつつ進めていきます。</p>

## ○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
6	16	子育て環境・教育の充実	「○安全な学校給食の提供」を付け加える。近隣自治体に比べて学校給食の異物混入(特に危険異物)が多いことから、教育の一環である学校給食の安全の確保に力を入れることは必要と考える。	学校給食については、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準、教育委員会が作成した調理業務等作業基準等を基に、調理業務委託業者が給食を調理し、提供を行っているところです。 異物混入については、調理業務委託業者に対して、衛生講習会や調理業務委託業者説明会、毎月の調理法説明の際に、食品への異物混入の未然防止についての周知徹底を図っているところです。 加えて、食品納入業者に対しても、衛生講習会を実施し、衛生管理に係る注意喚起や周知徹底を行っているところです。 各創造項目においては、本ビジョン（案）の計画期間において新たに取り組むべき項目をお示ししており、ご指摘の項目を追記することは考えていませんが、引き続き安心安全な学校給食の提供に努めます。
7	22	交通環境の利便性向上	「○大阪モノレール南進に伴う中間駅設置促進」についてはその必要性が不明確である。モノレールの駅よりバス路線の充実を働きかける方が市民サービスの向上になると考える。	「○大阪モノレール南進に伴う中間駅設置促進」は、交通便利性の向上、周辺地域の発展など、守口市と門真市のまちづくりを進める上で重要な施策であると考えています。 バス路線の充実については、現在、学識経験者を招き、公共交通のあり方について研究を進めており、バスのみに関わらず、本市に最適な公共交通ネットワークを検討していきます。
8	2	策定の目的	過去2回にわたる改革ビジョン（案）に基づいて実施された施策の総括を、施策ごとに総括を実施すべきではありませんか？ それに基づいて、現在の課題を明らかにしたうえで、素案を策定すべきだと思います。	「もりぐち改革ビジョン」（案）及び「（改訂版）もりぐち改革ビジョン」（案）では、これまでから毎年度、進捗状況を把握し取組を進めています。「第3次もりぐち改革ビジョン」（案）も、これまでの取組状況を総括した上で、新たに取り組むべき項目も含め、策定しています。
9	2	策定の目的	過去の改革ビジョン（案）における財政の見通しと決算において、表1-1、1-2に示すように乖離しているように思います。 策定された直近においては、大きな差はみられませんが、経過するごとに差が拡大しているように思います。 社会情勢が大きく変化している現代において、計画との差が生まれることは当然だと思いますが、それが何によってもたらされてきたのかは検証が必要と思います。 尚、以下の表も含めて数値等に関して誤り等がございましたら修正の御指摘をお願いします。	収支見通しについては、社会経済情勢、国・府の動向等の外的要因や、市の実施施策、財政運営等による内的要因などの変化により、策定当時から差異が生じるため、「（改訂版）もりぐち改革ビジョン」（案）では、適宜、収支見通しを検証し、更新・公表しています。 なお、添付いただいている資料の数値等の誤り等については、市ホームページ、市情報コーナーにおいて予算書、決算書等による各種数値を情報提供していますので、御確認ください。
10	2	策定の目的	同様のことですが、当初予算と決算額との比較においても言えると思います（表2-1～2-3）。 これについても何によってもたらされたのか検証が必要と考えられます。	毎年度の決算については、地方自治法に基づき、決算書及び付属書類を調製し、これらを監査委員の審査や議会での審査を経て、議会の認定に付しており、その過程において、予算と決算を比較し、検証しています。
11	2	策定の目的	財政状況で11年連続で黒字を計上していますが、実質単年度収支が赤字の年度もあったように思います。（表3.） 例えば、平成26年度に約12億円の实質単年度収支が赤字になっています。次の年は、約9億円の实質単年度収支の黒字になっています。 原因があると考えます。検証すべきではないでしょうか？ 個人的には、10年くらいのスパンで実質収支がトントンであればいいと考えています。もし黒字を目的とされているなら間違いだと思います。	毎年度の決算については、地方自治法に基づき、決算書及び付属書類を調製し、これらを監査委員の審査や議会での審査を経て、議会の認定に付しており、その過程において、実質単年度収支も検証しています。 また、実質収支については、年度によって実質赤字が生じる不安定な財政運営では、社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、安定的かつ継続的に市民サービスを実施することが困難であるため、毎年度、安定的に実質黒字が確保できる持続可能な財政運営であることが不可欠と考えます。
12	2	策定の目的	財政調整基金ですが、令和元年度で29.3億円となっています（表4.）。基金の目標額の50億円の根拠は何ですか？ 基準はあるのですか？ 財政規模や標準財政規模との関係（比率）で考えるという考え方はないのですか？	類似団体における標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合を参考に、50億円の目標額を設定しています。
13	2	策定の目的	基金の関係で言えば、減債基金が25億円程度積み立てられています。減債基金+財政調整基金を基準にするという考え方はないのですか？ 基金全体としては、100億円程度積み立てられています。これも含めて基金のあるべき姿を考えるべきではありませんか？ 国民健康保険財政調整基金の目的は何ですか？都道府県統一保険料化に伴い、保険料が上がるようですが、これを抑制する為に使ってはどうか？	財政調整基金、減債基金については、条例で規定している設置目的が異なるため、「減債基金+財政調整基金」を基準にする考えはありません。 また、基金全体では、財政調整基金、減債基金以外に各種特定目的基金を有していますが、これらも条例で規定している設置目的が異なるため、基金全体を基準にする考えはありません。 国民健康保険財政調整基金は、保険料の収納不足などの不測の事態が生じた場合に、本市国民健康保険財政の健全化と安定的な運営を図ることを目的としています。 また、本市は平成30年度から大阪府の統一基準に移行していますが、大阪府国民健康保険運営方針では、基金の繰出しは保険料が収納不足となった場合の事業費納付金への充当などに限られ、保険料率の引下げを目的とする繰出しは認められていません。
14	2	策定の目的	平成24年度頃から急激に普通会計の財政規模が拡大しています（図1.）。これに対応するように地方債残高が増え、500億円を超え600億円を突破しています。（図2） この原因の検証が財政運営上必要ではないでしょうか？	国の地方財政制度において、地方交付税の財源不足による代替財源として臨時財政対策債の発行を余儀なくされたことや、市民の安全・安心を守る学校校舎耐震工事、防災公園整備等の普通建設事業を積極的に進めたため、地方債が増加しています。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、各地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の地方財政制度において財源措置されています。



# ○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方										
15	2	策定の目的	地方債は借金です。今は金利が低いので借り換えに問題はないものと思いますが、今後金利が上がれば問題が生じてくると思っています。借金をすれば、それが歳入になり黒字になることになりかねません。世代間の均衡という立場から、地方債の発行は止むを得ませんが、一定の歯止めは必要だと思います。	将来世代に負担を残さないよう、必要な事業と手法を厳選（施策選択）することにより、起債残高（臨時財政対策債を除く。）及び公債費等をコントロールし、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する指標について、早期健全化基準を大きく下回ることを目指します。 【目標】実質公債費比率 25% 将来負担比率 350% を大きく下回る。										
16	2	策定の目的	幼児教育・保育無償化に対する評価はどうか？HPで公表されている毎月の0～5歳児の人口は増えています。（図3）しかしながら5～9歳児の人口は頭打ちになっているように思います。（図4） 国の定義による待機児童数はゼロになりました。しかし、隠れ待機児童数と言われている部分は存在しています。（令和2年4月1日、163名） 提供区域が3つに設定されていますが、事業計画によれば、不足している区域も見られます。市域が幹線によって、区切られていることを考えると少なくとも4つの区域が必要だと思います。 また、小規模保育事業でB型が設定されている園があると思いますが、保育の室の面から言えば問題であると思えます。すべてA型になる様に財政支援をする必要があると思えます。また、連携園の確保も大変と聞いています。企業型保育もあり、質の問題が憂慮されます。 国が、企業型保育事業を認め進めようとしているのは問題と考えます。少なくとも、認定こども園並の質が確保できるよう進める必要があると考えます。	幼児教育・保育の無償化については、肯定的な意見が多く「ほかの子育ての費用や教育費（習い事にかかる費用も含む）を充実することができた。」といった声があったほか、「生活にゆとりができた。」といった声もありました。 第二期守口市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域については、幹線道路のみではなく、地理的条件、鉄道路線等の交通環境、子どもの人口及び教育・保育施設の分布状況を踏まえていますことから、3つの区域を設定しています。 また、本市では、保育所、小規模保育事業等、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）に対して、保育の質を確保するため、指導監査及び立入調査を実施しており、引き続きその取り組みを継続します。										
17	2	策定の目的	保育・教育の無償化に関しては、当初6億円強の財政支出と聞いていますが、現在の収支はどうなっていますか？	市独自の無償化に係る市の歳出額としては、令和2年度予算で約7億円となっています。										
18	2	策定の目的	マンション建設に伴い、建設された区域では人口が、そして乳幼児が増えています。 例えば、HPの町目別男女別世帯数人口（各年10月1日現在）で見ると、西郷通1丁目では0～4歳児の人口は以下のようになっています。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>平成31年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～4歳児人口</td> <td>33人</td> <td>69人</td> <td>101人</td> <td>133人</td> </tr> </tbody> </table> この地域では、西郷通1-25-2で2018年2月にルサンク守口（戸数201件）が建設されています。年齢ごとの人口が公表されていないので、このデータによると、100人程度の0～4歳児が増えていることに見えます。 橋波小学校と三郷小学校の統廃合で、さくら小学校が現在旧三郷小学校の用地に建設されています。また、小学校で35人学級が始まろうとしています。大丈夫でしょうか？ 教育・保育施設の受け皿も問題ないでしょうか？ これと同様のことが豊秀町1丁目でも見られます。		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	0～4歳児人口	33人	69人	101人	133人	マンション建設等が進む地域の学校については、今後児童数が増えることが見込まれます。国が示す35人学級編成の実施も踏まえ、児童数・学級数の推移に注視しながら教育環境の整備を行っていきます。 また、幼児教育・保育施設については、今後も市内の人口動態を注視しつつ、適切に対応していきます。
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年										
0～4歳児人口	33人	69人	101人	133人										
19	2	策定の目的	義務教育学校の評価がわかりません。全国的に進んでいるのでしょうか？メリット、デメリットを明らかにし検証が必要と考えます。	現在、全国には126校の義務教育学校が設置されており、大阪府内においては、本市のさつき学園が平成28年度に設置されて以降、これまでに本市を含む6市7校が設置されています。 さつき学園においては、9年間を見通したカリキュラム編成のもと、学級担任制と教科担任制の組み合わせによる発達段階に応じた教育課程の工夫を行うとともに、乗り入れ授業の実施により、教科の専門性の高い後期課程の教員が前期課程の授業を行うなど、義務教育学校のメリットを生かした取り組みが推進されていますが、今後も引き続き効果検証に努めます。										
20	2	策定の目的	事業の「選択と集中」を図りつつ、市民に還元とありますが、どう市民にどの程度還元されるのですか？	これまでの2次にわたる改革ビジョン（案）で取り組んできた徹底した行財政改革により生み出された財源を活用し、国に先駆けた0歳からの幼児教育・保育の無償化を始め、多目的公園としての大枝公園の再整備、市立学校の新校建設等、多くの新規施策を実現してきたところです。										
21	2	策定の目的	景気後退に伴う市税収入の減収等に伴い本市財政への多大な影響とありますが、収支見直しによると令和3年度は、令和2年度に比べ10億円程度落ち込みますが、それ以降はもとに戻っているように思えます。どの程度を想定されているのですか？ また、税収の減少に伴い基準財政収入額が減少すれば、普通地方交付税が増えるという制度となっていると思えますが、それはどうですか？国は地方財政計画で、一般財源総額は前年度程度確保すると国は言っていますが？	令和4年度以降の市税収入については、平成20年9月のリーマン・ショックに端を発する世界金融危機後の推移等を参考に適切に推計したもので、コロナ禍前の水準にすぐに戻りはしないと想定しています。収支見直しにもあるように、令和7年度の市税収支は21,050百万円となっており、コロナ禍前の令和元年度決算22,127百万円の水準には戻っていません。 地方交付税制度において、市税収入のうち75%が基準財政収入額として算定されることから、収支見直しでは市税の増減動向を踏まえ、地方交付税を算定しています。										

# ○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
22	2	策定の目的	定住の街づくりは必要です。職員の定住に関してはどうですか？総合基本計画でも河田先生が職員の定住が、災害の世紀を迎え大切だとおっしゃっていましたが。	憲法で居住の自由が保障されているため、職員の市内在住を強制することはできませんが、多くの市民の方々にとって「いつまでも住み続けたいまち」を実現していくことは、職員にとっても住み続けられるまちにつながるものと考えます。 災害対応においては、市として行政が担うべき役割をしっかりと果たすため、平時から訓練や研修等を実施し、万全の人員体制を確立しています。
23	2	策定の目的	職員が減らされてきましたが、災害対応は大丈夫ですか？対応できる職員体制となっていますか？どこまでの職員体制を考えておられますか？	避難所従事者をあらかじめ指定するなど、災害対応ができる職員体制となっています。職員体制については、定員適正化計画において、令和5年4月1日現在の職員数640人を目標として設定しています。 避難所従事者など災害対応に従事する職員の配置は、原則として全職員を対象に指名しており、市職員全体の災害対応力の底上げに取り組んでいます。また、災害時には、市内在住の大阪府職員が一時的に市の災害対応業務に従事する仕組みもあります。より柔軟な災害対応を可能とするために、今後も大阪府をはじめとする関係機関との連携を強化します。
24	3	基本理念	「抜本的な行財政の構造改革なくして守口市の発展はない」とありますが、今まで改革ビジョン（案）も含めて検討されてこなかったのですか？	これまでの2次にわたる改革ビジョン（案）において、「抜本的な行財政の構造改革なくして守口市の発展はない」との考えの下、徹底した行財政改革に取り組んできたところです。
25	3	基本理念	「情報通信技術（ICT）の活用」とありますが、情報弱者に対する対応はどう考えていますか？	市民の利便性の向上や行政事務の効率化に向けたICTの導入にあたっては、ICT活用に不慣れな人への配慮も行いつつ、進めることが必要と考えています。
26	3	基本理念	「新しい生活様式」とは何ですか？どれをどう行政として支援していくのですか？	「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として国が示す行動指針を指します。本市でも、行政サービスや職員の働き方において、オンライン申請手続やテレワークを始めとするICTの積極的な活用により、「新しい生活様式」を実践していくこととしています。
27	3	基本理念	民間活力の更なる導入とあります。例えば「児童クラブ」の指定管理者制度の導入に伴う質や財政的検証はできているのでしょうか？同様のことはコミュニティセンター等にも言えると思います。検証は必要です。	民間委託や指定管理者制度の導入により、効果的、効率的な行財政運営や、民間ノウハウを活用した市民サービスの更なる向上が図られているものと認識しています。
28	4	目標	「いつまでも住み続けたい守口」の実現は必要です。職員が住み続けられる街については、検討しないのですか？21世紀は災害の世紀と言われていますが、災害に即対応できるよう職員が身近に住むことや、人員体制の確立が必要です。これに対する目標はないのですか？ 河田先生も、総合基本計画の会議で職員の市内への定住は必要とおっしゃっておられましたが？	憲法で居住の自由が保障されているため、職員の市内在住を強制することはできませんが、多くの市民の方々にとって「いつまでも住み続けたいまち」を実現していくことは、職員にとっても住み続けられるまちにつながるものと考えます。 災害対応においては、市として行政が担うべき役割をしっかりと果たすため、平時から訓練や研修等を実施し、万全の人員体制を確立しています。
29	5	財政運営の方針	「歳入の範囲内で歳出を組む」とありますが、地方債は歳入に入ります。地方債を発行すれば、財政規模が拡大し歳出も大きくなります。ここ何年かで、財政規模が拡大し600億円を超えています。これに対応して、地方債残高も増加しています。歯止めがかかるのですか？ 毎年度の実質収支を問題にしておられますが、実質単年度収支も見ていく必要があるのではないのですか？	将来世代に負担を残さないよう、必要な事業と手法を厳選（施策選択）することにより、起債残高（臨時財政対策債を除く。）及び公債費等をコントロールし、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する指標について、早期健全化基準を大きく下回ることを目指します。 【目標】実質公債費比率 25% 将来負担比率 350% を大きく下回る。 実質収支は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する指標のうち「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」の算定基礎となるものです。この実質赤字比率や連結実質赤字比率が早期健全化基準を超過した場合、事務事業の見直し、組織の合理化等歳出の削減措置等を定めた「財政健全化計画」を策定し、国・府に報告する必要があるため、実質収支の黒字の堅持を目標として定めています。 なお、実質単年度収支については、前年度以前からの収支の累積による影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものであることから、従前と同様に実質収支の要因分析の一つとして検証していきます。
30	5	財政運営の方針	市の成熟度によって、経常収支比率の目標値、適正値が変わってくると思います。守口市における95%の根拠は何ですか？またそれを構成している項目の精査も必要です。大幅に落ち込んでいるのは人件費のみです(図5)。 経常収支比率は比率です。分母が変われば同じ経費でも変わってきます。それをどのようにお考えですか？扶助費は近年増えています。	大阪府内市町村の令和元年度経常収支比率（平均）が95.7%であることから、それを上回ることを念頭に95%を設定しています。 また、近年では、経常収支比率のうち人件費、扶助費、公債費の義務的経費が占める比率が、直近のピークである平成28年度決算から年々減少しています。今後も分子である経常経費充当一般財源において、義務的経費の更なる削減に努めつつ、ICTの活用等による一層の行財政改革や事業の選択と集中を徹底するとともに、分母である経常一般財源総額において、市税の徴収率向上、市未利用地の貸付等により更なる歳入確保を図り、経常収支比率の改善に努めます。



## ○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
31	5	財政運営の方針	<p>財政調整基金の目標値を50億円に設定されていますが、根拠は何ですか？減債基金25億円を含め約100億円程度であると聞いています(表4)。流用というか積立替えと表現したらいいかわかりませんが、それを行うとすぐに目標達成できると思います。</p> <p>前述しましたが、基金の中に、国民健康保険財政調整基金が近年積み立てられています。国保の都道府県一元化に伴い、国や府の意向で保険料の軽減のためには使用できないと聞いています。それなら、それを財政調整基金に積み込んだら目標を早く達成できるではありませんか？</p> <p>また、不測の事態に備えてとありますが、税金が減れば基準財政収入額は減ります。基準財政需要額が同額であれば、国がどこまで補償するかわかりませんが普通地方交付税が増加し、一般財源が保証されると思いますが？</p>	<p>類似団体の標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合を参考に50億円の目標額を設定しています。各基金については、それぞれ設置目的に沿った処分方法が条例上規定されており、それに合致しない取崩しはできません。</p> <p>また、地方交付税は、国からの依存財源であるため、それに左右されないよう、市として不測の事態に備え、臨機に対応できる自主財源として財政調整基金をしっかりと積み立てる必要があります。</p>
32	5	財政運営の方針	<p>地方債現在高の超えてはいけな一線は幾らと考えていますか？前述のように2012年度頃から地方債現在高が増え、それに伴い財政規模が拡大しています。(図1、図2)地方債の償還は公債費でなされるので、公債が増え大変ですが、現在金利が低いので借換債を利用して公債費を平準化しているように思えます。ただ、将来的には今の低金利が続くとは考えられません。減らすことが必要ではないのですか？その場合の目標値の設定も必要であると考えます。</p>	<p>将来世代に負担を残さないよう、必要な事業と手法を厳選（施策選択）することにより、起債残高（臨時財政対策債を除く。）及び公債費等をコントロールし、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する指標について、早期健全化基準を大きく下回ることを目指します。</p> <p>【目標】実質公債費比率 25% 将来負担比率 350% を大きく下回る。</p>
33	6	歳入確保の基本方針	<p>不況やコロナ禍で、何故市税等を払えないのか現状を把握しないで取り立てるようなことがあれば問題です。</p>	<p>滞納整理にあたっては、これまでから財産の有無や収支状況などの把握に努めるなど、滞納者の納付資力を見極めた上で納付いただいています。また、保有財産を差し押さえた場合にあっては実際に取り立てるまで一定の期間を置き、その間に納付相談ができるよう対応しているところです。</p> <p>今後とも適正な事務の遂行を図りつつ、市税収入の確保に努めます。</p>
34	6	歳入確保の基本方針	<p>国保料については、都道府県の一元化により、独自で保険料を決めることや独自減免ができなくなりました。高く払えない制度自体がおかしいと思います。ここ数年間で、激変緩和措置があるものの国保料は大きく増える聞いています。</p>	<p>本市は、国保財政の安定化を前提に、府内市町村の被保険者間の負担の公平化を目指す広域化は、意義あるものと考え、平成30年度から統一基準に移行しています。</p> <p>大阪府が示した令和元年度及び令和2年度の市町村標準保険料率は、前年度と比べ上がることとなりましたが、これは高齢化に伴う被保険者数の減少や一人あたり医療費の増高を背景としたものであり、安定的で持続可能な国保制度構築の観点からご理解願います。</p> <p>なお、令和3年度の市町村標準保険料率は、令和2年度と比べ下がる結果となりました。</p>
35	6	歳入確保の基本方針	<p>「未利用地の売り払い等」について</p> <p>学校の統廃合等により、空き地ができこれを売り払うとマンションが建つことが多いようです。マンション建設に伴い、一時的に人口が増加し教育・保育施設や小中学校の教室が必要になってきます。むやみに売却することは問題と考えます。</p> <p>また、小学校の場合は35人学級が閣議決定されましたし、更に進んで30人学級となると再度の学校建設等の問題も起こってくるのではないのでしょうか？過去、学校を建てるといことで、土地を分けて下さった市民に対してどうお考えですか？売却すればもう2度と戻ってきません。</p>	<p>未利用地については、将来利用の可能性、方向性を全庁的に議論した結果、活用見込みのない場合は、将来世代のための市民サービス・施設整備の財源とするため、売却又は長期貸付を行うことを基本方針とすることとしています。</p>
36	7	収支見通し	<p>もとなる根拠資料がありませんので、どう評価したらいいか分かりません。教えて下さい。</p>	<p>収支見通しにおけるフロー面では、コロナ禍の影響により市税収入が令和3年度に大きく落ち込み、その後も低位推移するとともに、高齢化社会の進展に伴い社会保障経費が年々増加するものの、人件費、扶助費、公債費の義務的経費を中心とした歳出削減・抑制により実質黒字を堅持しています。</p> <p>なお、実質黒字はおおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましいとされていますが、令和6、7年度にその水準にまで回復する見込みです。</p> <p>また、ストック面では各種基金を着実に積み立てるとともに、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を除く市債残高を直近ピークである平成29年度決算をベンチマークにコントロールできています。</p>
37	7	収支見通し	<p>例えば人件費ですが、どんな年齢構成で何人で積算しているのですか？</p>	<p>人件費の人数は、定員適正化計画に基づき、令和5年4月1日現在の職員数640人を基準に、定年退職及び採用を反映し、積算しています。令和6年度以降は、定年退職や任期満了による人件費の減少を反映し積算しています。年齢構成は、現在在職している職員の年齢を基準に各年度に反映しています。</p>
38	7	収支見通し	<p>コロナ禍と不況で税金は減るということですが、この程度で止まるのですか？新聞等では、固定資産税の評価の減額が行われる(大阪市内)との報道がさされています。どうですか？</p>	<p>令和3年度の市税収入については、平成20年9月のリーマン・ショックに端を発する世界金融危機時の落ち込みや令和3年度地方財政計画等を参考に適切に推計したものです。</p> <p>なお、令和3年度固定資産税の評価額には、令和2年1月1日から同年7月1日までの地価下落について、地域を問わず反映するよう地方税法で規定されているところであり、本市令和3年度予算においても反映させています。</p>

## ○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
39	7	収支見直し	第6次総合基本計画との整合性を図るとありますが、総合基本計画の個々の目標を達成するために、どんな事業を行い、それに対してどのような財源配分をされるのか、或いはどの年度に行うのか明らかにしてください。	第6次守口市総合基本計画におけるまちづくりの達成に向けて取り組む施策については、前期基本計画部分において27施策に分けて記載しています。また、その主要分野として、本ビジョン（案）の「VI 取組項目－創造－」に5つを位置付けています。個々の施策の取組時期については、総合基本計画及び本ビジョン（案）の計画期間を令和7年度までの5年間としており、計画期間内において、財政状況も踏まえつつ着実に取り組みます。
40	7	収支見直し	減債基金と公債費の具体的関係がよくわかりません。	本収支見直しでは、減債基金は、第三セクター等改革推進債の公債費に充てています。
41	7	収支見直し	公共施設整備基金が令和7年度に30億円程度積み立てられています、今後の計画はどうなっていますか？	本収支見直しは、令和7年度までの計画期間となっており、現時点ではそれ以降の計画は策定していません。
42	7	収支見直し	学校教育施設整備基金が令和7年度に30億円程度積みあがっていますが、今後の計画はどうなっていますか？	本収支見直しは、令和7年度までの計画期間となっており、現時点ではそれ以降の計画は策定していません。
43	7	収支見直し	補助費等の拡大要因は何ですか？	主に高齢化社会の進展に伴う社会保障経費の増加によるものです。
44	7	収支見直し	コロナ禍の不況で扶助費は膨らむと思いますが、いかがですか？	扶助費の多くを占める生活保護費の一層の適正化等により、扶助費の伸びが抑制され则认为ます。
45	8	事務事業の改革方針	ICTの活用とありますが、デジタルデバイドに対する対策はどうお考えですか？	市民の利便性の向上や行政事務の効率化に向けたICTの導入にあたっては、ICT活用に不慣れな人への配慮も行いつつ、進めることが必要と考えています。
46	8	事務事業の改革方針	市民の問い合わせの対応に、AI-チャットボットの導入とありますが、一部の地域で試験的に試行が行われていると聞いていますが、現状十分に市民からの問い合わせに対応できるようになっていないと聞いています。人により相談内容が異なり法律等が変更になった場合は、職員が最終的に相談に乗ることになるのではないのですか？安易な導入は問題と考えます。	AIチャットボットは、ICTを活用した市民サービス・利便性向上の観点から、市民からの質問とその回答手段を増やすことを想定して導入するものであり、導入により直ちに窓口での相談や対応がなくなるものとは考えていません。
47	8	事務事業の改革方針	民間は儲けがでなければ参入しませんし、儲からなければ撤退します。過去指定管理者等を導入した児童クラブやコミュニティセンター等の検証や評価がなされているのですか。また、一度委託すると行政が持っているノウハウが失われるので、行政がどこまでチェックできるのか疑問です。	民間委託や指定管理者制度の導入により、効果的、効率的な行財政運営や、民間ノウハウを活用した市民サービスの更なる向上が図られているものと認識しています。
48	8	事務事業の改革方針	民間事業者からの提案、いわゆるプロポーザル方式と思いますが、それがすべて実行されているのか市が最終的に検証することが必要です。一度ノウハウを失うとチェックするのが大変となります。どうお考えですか？	民間事業者からの提案は、本市の事業において民間活力を活用することで、市民サービスの更なる向上や効果的、効率的な事業運営が見込まれるものについて、民間事業者から積極的に提案いただくことができる体制の構築を考えています。
49	9	事務事業の改革方針	ごみの問題ですが、災害時の対応、例えばゲリラ豪雨の時の廃棄物の対応は十分できるのですか？	平時より、収集・処理業者とは協力体制を築いており、発災時には、守口市災害廃棄物処理計画に基づき、支援協定先である近隣市及び民間事業者にも支援を要請し、早期に災害廃棄物の収集に努めます。
50	9	事務事業の改革方針	下水道については、守口市が低湿地帯であることから、浸水対策として行われてきたと聞いています。またその為に直営でやって来たとも聞いています。避難所の開設なども含めて、ゲリラ豪雨や地震がおこった時の対応は大丈夫ですか？	守口市は、大部分が平坦な低地になっており、雨水が自然に川に流れ込まない「内水域（ないすいいき）」になります。そこで、市では台風やゲリラ豪雨などに備え、10年に1度の確率で発生する降雨（1時間あたり54.4mm）に対応できるよう整備を進めています。また、大阪府とも連携協力し浸水対策に取り組んでいます。ゲリラ豪雨などが発生した際には、防災行動を時系列で整理した「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を基に、避難所の開設や被害状況の把握など関係部署で連携して対応します。このタイムラインは、広報誌や市ホームページに掲載し、市民や市内事業者にも周知を図っています。また、避難所従事者など災害対応に従事する職員は原則として全職員を対象に指名し、実地訓練を通じて災害時の即応力の向上に努めています。
51	9	事務事業の改革方針	生活保護の適正化という意味がよくわかりません。生活保護の捕捉率が20%程度と聞いています。市民に寄り添ったケースワークがテレワークで出来るのですか？訪問業務はどうするのですか？	「生活保護の適正化」は、「生活保護制度の適用に際し、必要な条件を満たさない者にまで保護を与えたり、また、保護に必要な条件をすべて満たしている者が保護されていないことを防ぐ」という意味合いで使用しています。また、「ケースワーク業務の手法見直し」としている部分については、必ずしもテレワークへの移行を意図するものではありません。
52	9	事務事業の改革方針	現状の工事検査体制で何が問題か検証が必要です。過去、工事検査担当課があり、それがなぜなくされたのか、それらの経過も含めて検証を行いより良いものにする必要があります。	工事と工事に係る測量、調査、設計等の業務について、これまでの実施体制を検証するとともにあらゆる方策を検討し、更なる検査精度の向上を図ります。
53	9	公共施設の改革方針	民間は儲けを優先します。市民の権利を守る立場からすると問題があります。	民間委託や指定管理者制度の導入により、効果的、効率的な行財政運営や、民間ノウハウを活用した市民サービスの更なる向上が図られているものと認識しています。
54	9	公共施設の改革方針	施設の運営評価を集客力でのみ評価するのは問題です。市民の権利と人権を守る為に何が必要か考えるべきではないでしょうか？	公共施設の見直しについては、これまでから、施設の市民生活における優先度と必要性を見極め、市民に必要不可欠かどうか、行政が運営する必要があるかどうかといった観点から行ってきたところであり、集客力のみでの評価はしていません。
55	10	公共施設の改革方針	わかくさ・わかすぎ園ですが、民間委託を考えているのですか？民間は儲けが無ければ参入しませんし、途中で撤退します。その場合の対応はどうお考えですか？	わかくさ・わかすぎ園の運営については、市内の障がい児福祉サービスの供給体制を見極め、児童発達支援センターとしての役割や果たすべき機能を明確にした上で、継続的に運営できるよう運営方法の効率化を検討していきます。



## ○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
56	10	公共施設の改革方針	公立の認定こども園ですが、現在3つの提供区域に対応するように3か所設置されています。規模の適正化を図るということですが、減らすことは3つの提供区域で3か所しかないの、市民の選択する権利を保障する立場からできないと思います。 守口市は幹線で4つに区切られていることから、少なくとも4つの提供区域にすべきと考えますし、それに対応して市立認定こども園をそれぞれの区域の一つは配置することが必要と考えます。	市立認定こども園のあり方については、今後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受け皿確保の状況等を踏まえ、検討していきます。
57	10	公共施設の改革方針	児童センターについて、機能の拡充の具体的中身は何ですか？それに対する財政措置はどう考えていますか？	子育てに関する各種講座や相談等の充実を図り、地域子育て支援拠点としての機能を強化します。 なお、実施にあたっては国等の補助制度を最大限活用し、財源の確保に努めます。
58	10	公共施設の改革方針	もともと釣り池は、守口市の南端に設置されています。利用するには不便です。他の公園への移設等は考えていないのですか？	全国的にも釣り人口は減少傾向にあり、他の公園への移設等は考えておりません。世木公園の再整備につきましては、子育て世代を含め、すべての世代が楽しめる公園にしたいと考えています。
59	11	公共施設の改革方針	都市公園等について、「選択と集中」とありますが、利用度の低い老朽化した都市公園等への集約、再編で現状の公園の面積が確保できますか？	市民の皆さんのご利用状況や、施設の老朽具合等を踏まえ、一定の面積を確保しつつ、防災機能も有し、かつ市民ニーズにも対応した魅力的な特色ある公園の整備を進めていきます。
60	11	人事・給与制度の改革方針	少数精鋭とは何人を考えているのですか？21世紀は災害の世紀と言われていますが、避難所開設等に対応できる体制は確保すべきです。	定員適正化計画において、令和5年4月1日現在の職員数640人を少数精鋭組織であると考えており、避難所開設等の災害対応に対応できる体制を確保しています。 避難所従事者など災害対応に従事する職員の配置は、原則として全職員を対象に指名しており、市職員全体の災害対応力の底上げに取り組んでいます。
61	12	人事・給与制度の改革方針	業務上必要な資格取得については、仕事に必要なであれば、全額補償すべきと考えます。	業務上必要な資格は、公費で補助しています。業務上必須ではなく、職員の自己啓発で取得する資格については、一部補助をする予定です。
62	12	人事・給与制度の改革方針	業務の繁閑に柔軟に対応できる組織体制とありますが、予算との関係はどうなりますか？部内であれば、応援等で出来ると考えますが？新たな組織を作って返行うのですか？それに伴う全体としての人員増はされるのですか？	業務の繁閑に柔軟に対応できる組織体制については、新たな組織や予算を増やすことなく、その時の人員を柔軟に活用し、部内応援や年度途中の異動で対応します。
63	12	人事・給与制度の改革方針	市民と直接接する職場や現場を持っている部署では、テレワークはなじまないと考えます。どの範囲を考えているのですか？個人情報等のデータを流出に対しての危険性があると思いますが、その対応はどうお考えですか？	テレワークについては、住民基本台帳等の個人情報を取り扱わない業務に限定して実施しています。テレワーク環境整備にあたっては、端末操作時における認証要素を増やす等、情報セキュリティ対策に万全を期しています。
64	12	人事・給与制度の改革方針	キャリア採用は一定必要性があるかもしれませんが、年金との関係があるのでどこまで可能かわかりません。キャリアを積ませるなら、研修の充実や先輩の指導が有効だと思います。また、人事異動も有効であると考えます。 弁護士など資格を持っている方はともかくとして、雇用の継続という観点から、任期付きはいかがなものかと考えます。 ITCに関しても同様です。専門の会社があるのでそこに相談の方が効率的と考えます。	キャリア採用については、任期の定めのない職員を想定しており、採用後の研修や人事異動等も含めて、人材育成を行います。 任期付採用については、主に弁護士を考えており、ICTは業務の必要性を精査した上で、民間委託や非常勤職員による活用も考えます。
65	13	人事・給与制度の改革方針	市長はもともと専門職不要論ではなかったのですか？現在、そのひずみが出てきていると思います。何が問題であったのか検証すべきです。専門職の採用は歓迎します。 適正人員は何人と考えていますか？今までの総括を行った上での計画は必要です。 因みに、計画は令和6年度からとありますが、収支見通しの中には反省されていますか？	専門職については、職員の年齢構成や事業内容等の必要に応じて採用します。 適正人員については、定員適正化計画において、令和5年4月1日現在の職員数640人を目標として掲げています。 次期定員適正化計画の策定は令和6年度からですが、収支見通しには定年退職や任期満了による人件費の減少を反映しています。
66	13	人事・給与制度の改革方針	雇用の継続性、生活の安定を考えると任期付職員の採用は問題があると考えます。キャリアは蓄積していきません。	任期付職員の採用については、弁護士等の専門的な知識を有する人材を考えています。専門的な知識を有する人材以外については、公務効率の向上や雇用の継続性を考え、これまでどおり任期の定めのない職員を採用します。
67	13	人事・給与制度の改革方針	市の魅力と積極的・効果的に発信する為、担当部局を設置するというのですが、現行の組織ではなぜできないのですか？検証が必要です。	第6次守口市総合基本計画に掲げる将来都市像「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現に向け、市の新たな魅力となる地域資源の発掘や創造、市内外への効果的かつ戦略的な魅力発信の強化が必要となることから、これを全庁的に主導する課として、現行の広報広聴課を変更し、魅力創造発信課を創設することとしています。
68	13	人事・給与制度の改革方針	デジタル戦略課を設置とありますが、過去情報担当部局が設置されたことがあると聞いています。なぜ現行の部局でできないのですか。一元化する為には、それぞれの課に担当者等を配置することになるのではないのでしょうか？また現場の仕事が分からなければ、仕事をITC化できないと思いますが？	国のデジタル庁創設の動きにも見られるように、行政デジタル化推進の動きは加速しており、こうした動きに迅速かつ的確に対応するとともに、ICTを活用した市民サービス・利便性の向上や市役所内部業務の効率化に向けて、各課との調整を含め全庁的に主導する課が必要となることから、デジタル戦略課を創設することとしています。
69	14	安全・安心のまちづくり	国は、「自助・共助・公助」でこのコロナ禍の対応ができませんでした。自助を支援するための体制づくりが必要と考えます。	新たな被害想定に基づいた『防災ハザードマップ』を令和元年度8月に作成し、市内全ての世帯及び事業所に配付し、市ホームページにも掲載しています。このハザードマップを活用し、避難所を把握したり、備蓄品や持ち出し品を準備したりすることについて、市民ふれあい講座や動画配信等を通じて周知を図っており、今後も引き続き普及啓発に努めます。



## ○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
70	14	安全・安心のまちづくり	災害に対して市としてどう対応するのか問われています。避難所に対応する人員体制はできているのですか？長期開設が必要な時には、ローテーションも含めて一定の人員確保が必要です。また、緊急事態に早急に参集できる体制を作る為、職員の市への定住を図ることも課題と考えます。	避難所従事者など災害対応に従事する職員の配置は、原則として全職員を対象に指名しており、市職員全体の災害対応力の底上げに取り組んでいます。また、避難所の長期開設が必要な際には交代できる班体制も整っています。その他、災害時には、市内在住の大阪府職員が一時的に市の災害対応業務に従事する仕組みもあります。より柔軟な災害対応を可能とするために、今後も大阪府をはじめとする関係機関との連携を強化します。
71	15	安全・安心のまちづくり	密集市街地の取組みですが、定義が変わったからと言って、現状が変わったわけではありません。今までの取組みを検証して、今後どうするか、財政的な裏付けも含めて解消に向け取り組むことが必要です。	当該住宅密集地区は、国が定義する「地震時等に著しく危険な密集市街地」の対象から外れる見込みであるものの、依然として課題があることから、令和3年度以降も令和3年3月改訂予定である「守口市住宅密集地区整備計画」に基づき、老朽家屋の除却助成事業の対象を拡充するなど、早期課題解決に向けて取り組んでいきます。
72	16	子育て環境・教育の充実	タブレットで着実な学力の向上とありますが、どのような活用でどう向上するのでしょうか？ものを調べたりすることは得意ですが、ただそれが事実かどうか判別できるのでしょうか？教育は人格の完成と認識しているのですが、タブレット配布より少人数学級の実現が大事だと思います。	一人一台端末の導入により、これまでの「一斉授業」から、児童生徒一人一人に個別最適化された学びを実現し、学ぶ意欲を向上させながら、学力の向上を図ります。具体的には、児童生徒の学習履歴を蓄積し、つまづきやすい部分を分析したうえで、知識・技能の定着を図ったり、多様な考え方を話し合う課題解決学習を行ったりしていきます。またタブレット端末の活用を通して、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・発信等できる能力である情報活用能力の育成を図ります。
73	16	子育て環境・教育の充実	幼児教育・保育の無償化で0～5歳児の人口は若干ながら増加しています。しかし、小学校に入ると人口は頭打ちになっているように思います。定住を促進する更なる支援施策を実施すると書かれていますが、どの年代を狙ってどう支援するのでしょうか？	本市ではこれまで実施してきた幼児教育・保育の無償化により、就学前の子どもの数は増加しています。子育て支援策の1つとして、令和4年1月からは子ども医療費の助成を18歳まで拡充することとしており、子どもを持つ子育て世帯が、就学後も本市に定住していただくことができるよう、今後も更なる施策を実施していきます。
74	17	子育て環境・教育の充実	教育の充実に向けた学校施設の整備 定住性を向上させ、人口を増やすことを目標としているのに、学校統廃合、再編整備は矛盾するではありませんか？統廃合に伴い土地を売却するとマンションが建ちます。マンションが建つと乳幼児を中心に確かに人口は増えます。そうすると、教育・保育施設がその分必要になってくるし、何年後には学級数が増えます。また、国が進めている35人学級でも学級数が増えてきます。その対応はどう考えられておられますか？義務教育学校の推進も書かれていますが、全国的にこの制度の学校はいくつありますか？この制度の導入に伴うメリット、デメリットは検証されたのでしょうか？	マンション建設等が進む地域の学校については、今後児童数が増えることが見込まれます。国が示す35人学級編成の実施も踏まえ、児童数・学級数の推移に注視しながら教育環境の整備を行っていきます。
75	17	健康福祉の充実	健康寿命の延伸の為に民間活力の導入というイメージはわかりません。過去、老人センターを廃止してきましたが、その検証はなされたのですか？無料の老人センターを廃止し、民間の施設にお金をかけて利用せよということですか？	介護予防活動を通じて、健康寿命の延伸に取り組んでいます。いつまでも元気で、住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、老人福祉センターに代わる自身の身近に無償で集える場である「通いの場」が、市内に急拡大しています。今後も引き続き、「通いの場」、「さんあい広場」及び地域包括支援センター主体の介護予防教室を展開し、健康寿命の延伸に取り組んでいきます。
76	18	健康福祉の充実	感染症への対応 市庁舎に保健所を持ってきたのは間違いではなかったのですか？防護服を着て出勤される姿を見かけたことがあります。大丈夫でしょうか？	守口保健所については、本市健康医療行政と連携を図っていただいております。また、新型コロナウイルス感染症対策においても、感染拡大防止策を確実に実施していただいております。問題ないものと考えています。
77	19	都市環境の創出	守口市駅前へのホール機能の誘導に向けた最適配置とありますが、どういうことなのかわかりません。エナジーホールへ直結する通路を確保することですか？何をどう最適に配置するのですか？	現在、京阪守口市駅前におけるホール機能の誘導に向けて、新たなホールの機能や規模、具体的な事業化手法について、老朽化しつつある市民体育館や文化センターのあり方やホール機能誘導後の最適な配置も含め、検討を進めています。
78	20	都市環境の創出	地域コミュニティ活動の支援 集会所の現状が運営管理も含めてどうなっているのか分かりません。現行の集会所は、地域外の人が利用できないのですか？すべてを地域館と位置付けるのですか？市が所有する集会所は一元管理ができていないのですか？それなら今までどうやってきたのですか？何が問題だったのですか？	集会所の運営管理については、各自治会等が行っており、利用者の範囲についても、それぞれで定めています。その上で、地域コミュニティ活動の更なる活性化を図るため、より身近なコミュニティ活動の場を多数設けることを目的に、利用者の範囲について地域外利用も可能とするなどの要件に賛同いただいた集会所を「地域館」と位置づけ、改修費用等の補助の拡充を行うこととしています。また、市が所有する集会所については、地元自治会等における運営管理の現状を踏まえ、自治会等への管理・所有の一元化について検討を進めることとしております。
79	21	交通環境の利便性向上	都市計画道路豊秀松月線の拡幅整備 ここでの事案は、豊秀松月線に限定された方向性ですか？全市的に、他の道路では拡幅や無電柱化は考えていないのですか？	ご意見のとおり、豊秀松月線に限定した内容です。全市的な、未整備の都市計画道路の整備については、各路線の優先順位に基づき、無電柱化等の整備内容を検討した上で、進めていきます。
80	21	交通環境の利便性向上	「愛のみのり号」の現行運用にどんな問題があるのですか？基本的には、高齢者が廉価で利用できる運用を望みます。	「愛のみのり号」は、利用者数が少なく、費用対効果に課題があると考えています。また、市民の方からは便数が少ない、停留所が近くに無い等の意見があります。このような課題に対して、現在、公共交通のあり方について研究を進めており、本市に最適な公共交通ネットワークを検討していきます。

○ 第3次もりぐち改革ビジョン（案） パブリックコメント 意見の内容及び本市の考え方

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
81	22	交通環境の利便性向上	新駅は守口市内に出来るのですか？市民の利用率はどの程度見込んでいるのですか？市の財政負担は幾ら程度ですか？目標年度はいつですか？財政見通しに反映されているのですか？	門真市駅と（仮称）門真南駅との間の新駅は門真市松生町に設置される予定ですが、本市域に隣接しており、本市域からの利用者も多数見込まれ、費用便益分析においても、整備効果を確認しています。また、目標年度は、大阪モノレール南伸事業（令和11年度開業予定）と同時開業を予定しています。市の財政負担については、概算を収支見通しに反映していますが、詳細の費用については、現在、設計段階であることから確定していません。
82	-	-	今回の改革ビジョン（案）の一定の項目では、市長の市政運営方針（要旨）や予算書の事項別明細書において既に方向性が示されている項目が見受けられます。これらの部分については、パブリックコメントの意味がないので外すべきではないでしょうか？	本改革ビジョンは、令和3年度からスタートすることとしており、素案段階において、市民の方々等の幅広いご意見をお聞きするためにパブリックコメントを実施しました。項目によっては、令和3年度から取り組むものも当然あり、それも含めてご意見をお聞きすることとしたところです。
83	5	財政運営の方針	「財政健全化の目標として5項目を掲げられています。いずれも将来にわたり守口市を財政危機に陥らせないための大事な項目であり指標だと思いますが、5番目の「将来世代につけを残さない」という項目だけが、具体的な達成指標がありません。守口市が目標にすべき類似団体との比較とかによる適当な指標がなかったのかもしれませんが、それであれば、現在も達成していると思いますが、総務省が示している公債費や起債残高に関連する「健全化判断比率」を設定して、これに、今後もルーズにならないよう「その指標を大きく下回る(クリア)すること」という一文を書き加えてはどうでしょうか。	御指摘を踏まえ、以下のとおり見直す予定です。 （4）持続可能性 - 将来に負担を残さない対応 将来世代に負担を残さないよう、必要な事業と手法を厳選（施策選択）することにより、起債残高（臨時財政対策債を除く。）及び公債費等をコントロールし、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する指標について、早期健全化基準を大きく下回ることを目指します。 【目標】実質公債費比率 25% 将来負担比率 350% を大きく下回る。